第１０次芦屋市交通安全計画
（改定）

交通事故ゼロを目指して

平成２８年１２月
令和　４年　３月（改定）

芦　屋　市

まえがき

車社会化の急速な進展に対して，交通安全施設が不足していたことに加え，車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから，昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃まで，道路交通事故の死傷者数が著しく増加しました。

このため，交通安全の確保は，大きな社会問題となり，交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため，昭和 45 年 6 月，交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定されました。昭和 46 年度以降，兵庫県や本市においても 9 次にわたる交通安全計画を作成し，県，市町，関係民間団体等が一体となって道路交通安全対策に取り組んできました。この結果，市内における平成 27 年の交通事故死者数は 0 人，交通事故傷者数も 383 人となり，目標としていた 400 人以下を達成しました。

しかし，一方で自転車に関する事故により，高額な賠償事例も発生しており，新たな社会問題となっています。兵庫県においては，平成 27 年 4 月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され，同年 10 月には，全国に先駆けて条例により，自転車利用者への損害賠償保険の加入が義務化されました。また，国においても道路交通法改正による自転車運転者講習制度が導入される等，自転車に関するルールは，大きく変化してきています。

交通事故の防止は，市民共通の願いであり，一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な問題です。今後も，人命尊重の理念の下に，市民が安全で安心して暮らせる交通事故のない芦屋を目指して，交通安全対策全般にわたる諸施策を推進してまいります。

第 10 次交通安全計画は，このような観点から，交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定に基づき，平成 28 年度から平成 32 年度までに講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

なお，本計画において目標とした死傷者数は，兵庫県警察本部が交通警察の活動状況を取り纏めた「交通年鑑」の交通事故統計をもとに設定しております。

平成28年12月

本市においては，10 次にわたり交通安全計画を策定し，国，県，市，関係民間団体等が一体となって道路交通安全対策に取り組んできました。

引き続き今後も，人命尊重の理念の下に，市民が安全で安心して暮らせる交通事故のない芦屋を目指し，市民とともに取り組んでいかなければなりません。

その上で，第 10 次交通安全計画の次期計画について，令和 3 年度に芦屋市交通安全対策委員会を4回開催し，検討を行いました。その中で第 10 次交通安全計画に盛り込まれた7つの重点施策にあげられている各施策の進捗状況及び施策実施による効果を検証する等の議論を重ねた上で，各施策の評価を行いました。その結果，施策の方向性は妥当であり，第 10 次計画の施策について今後も継続して実施するという結論を得ました。その一方で，引き続き実施すべき事業や改善が必要な事業、あるいは計画にはあげられていませんが，現に実施され，今後も必要と考

えられる事業とに分類し，平成 29 年から令和 2 年の情勢を考慮した目標に変更する等の内容の修正と新たな事業を追記した上で，期間を令和 7 年まで5年間延長する改定を行いました。

令和4年3月

目　　　次

計画の基本理念・・・1
【交通事故のない芦屋を目指して】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
【人優先の交通安全思想】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第１章　道路交通の安全・・2
第１節　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
１　歩行者等交通弱者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２　自転車の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
３　地域の実情を踏まえた施策の推進及び連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第２節　道路交通の安全についての目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
１　道路交通事故の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1)　道路交通事故の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)　交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第３節　道路交通の安全についての対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
１　今後の道路交通安全対策を考える視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(1)　歩行者等交通弱者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2)　自転車の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(3)　生活道路における安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
２　重点施策・・6
(1)　交通弱者対策の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2)　自転車対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(3)　道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
(4)　交通安全思想の普及徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(5)　道路交通秩序の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(6)　救助・救急活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
(7)　データ分析に基づくきめ細かな対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第２章　踏切道における交通の安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第1節　基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第2節　踏切道における交通の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
１　踏切事故の現状等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(1)　踏切事故の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(2)　交通安全計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
第3節　踏切道における交通の安全についての対策・・・・・・・・・・・・・・・・・26
１　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点・・・・・・・・・・・・・・・26
２　踏切道の交通の安全と円滑化を図るための対策・・・・・・・・・・・・・・・・26
【参考資料】・・28

芦屋市交通安全計画改定経過・・・28
芦屋市交通安全対策委員会委員名簿・・・28
用語解説・・29
第10次芦屋市交通安全計画（改定）の重点施策整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
第10次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

計画の基本理念

【交通事故のない芦屋をめざして】

我が国は，本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えたところであり，低炭素社会を実現するための交通環境の形成が求められています。このような大きな環境変化を乗り越え，真に豊かで活力のある社会を構築していくためにはその前提として，市民すべての願いである安全・安心を確保していくことが極めて重要です。

交通安全計画は，人優先の交通安全思想の下，これまでの 9 次にわたる取組において，道路交通事故死者数を減少させるなどの成果を上げてきたところです。しかし，交通事故によって，毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると，交通安全の確保は，安全・安心の実現を図っていくための重要な要素であると考えます。

このような状況のなかで，人命尊重の理念に基づき，また，交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して，究極的には交通事故のない，安全で安心して暮らせる芦屋の実現を目指します。

交通事故のない芦屋は一朝一夕に実現できるものではありませんが，市民一人一人が交通事故を起こさないという誓いのもと，悲惨な交通事故の根絶に向けて，新たな一歩を踏み出さなければなりません。

【人優先の交通安全思想】

文明化された社会においては，弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならず，全ての交通について，自動車と比較して弱い立場にある歩行者，高齢者，障がいのある人，子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となります。

交通事故がない社会は，交通弱者が社会的に自立できる社会でもあります。このような「人優先」の考えを普及・啓発していくとともに，「人優先」の交通安全思想を基本とし，あらゆる施策を推進していきます。

第1章　道路交通の安全

１　基本的な考え方

①　人優先の交通安全思想の普及・啓発を行うとともに，歩行空間の安全確保等により，交通弱者の安全確保を図る。

②　自転車の安全な利用を促進するため，自転車の適正な利用を進める運動を展開するとともに損害賠償責任保険等への加入を促進する。

③　地域の実情を踏まえた施策を推進するとともに，学校，家庭，地域等の連携を強化し，市民が交通安全に関する活動に積極的に参加できるようにする。

２　目標

①　令和７年までに年間の交通事故死者数を０人にする。

②　令和７年までに年間の交通事故死傷者数を３００人以下にする。

３　対策を進める視点

〈３つの視点〉

①　歩行者等交通弱者の安全確保　　②　自転車の安全確保　③　生活道路における安全確保

〈７つの柱〉

①　交通弱者対策の充実　　②　自転車対策の推進　　③　道路交通環境の整備

④　交通安全思想の普及徹底　　⑤　道路交通秩序の維持　⑥　救助・救急活動の充実

⑦　データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

第1節　基本的な考え方

1　歩行者等交通弱者の安全確保

市内の交通事故死者に占める歩行者の割合は依然として高く，第 9 次期間中においても 7 人中 4 人が歩行者です。特に高齢者の割合は高く，今後も高齢化が進展する中で，高齢者の交通安全対策は極めて重要です。

また，少子化の進展や安心して育児のできる社会の実現のためには，子どもを交通事故から守ることが一層求められます。

さらに，人優先の交通安全思想の更なる普及・啓発を図り，一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち，他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていく必要があります。こうしたことを踏まえ，道路交通安全の施策として，歩行者等交通弱者の安全確保に取り組みます。

２ 自転車の安全確保

兵庫県では，自転車と歩行者の事故が増加傾向にあり，本市においても同様の傾向が見られます。このような事故においては，自転車側に高額な損害賠償金が請求される事例も発生していることから，平成 27 年に兵庫県において「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。この中で，県民，事業者及び行政が協働して自転車の適正な利用を進める運動を展開するとともに，全国に先駆けて損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。

本市においても，引き続き条例の更なる普及・徹底，ルールとマナーの向上を図るとともに，損害賠償保険加入を促進させ，自転車関連事故を減少させていきます。

また，自転車の安全利用促進に加え，生活道路では主に歩行者，幹線道路では主に自動車との安全な共存を図る目的で，導入が進められている自転車レーンや通行位置明示について，理解を深めるための周知に努めます。

３ 地域の実情を踏まえた施策の推進及び連携強化

交通事故を減少させるには，交通手段の発達やスマートフォンの普及等の社会的変化，地域の交通状況や人口構成などの実情に応じて，また，事故の分析結果等を反映させ，各種の施策を組み合わせて実施していくことが重要です。その際，効果的に対策を進めていくうえで，行政，学校，家庭，職場，企業等，様々な関係機関・団体等が，それぞれの特徴を活かしつつ役割分担することが必要不可欠です。

また，市民が，交通安全活動の計画・実行・評価など様々な形で参画・協働できるよう各種関係機関・団体等との連携を強化していきます。特に生活道路における交通事故対策は，周辺地域での事故データ等を活用するなど，近隣住民の理解を得ながら取り組みを進めていくことが重要です。

第２節 道路交通の安全についての目標

１ 道路交通事故の現状等

（1） 道路交通事故の現状

市内の交通事故による 24 時間死者数は，平成 28 年から令和 2 年までの各年で，0 人または 1 人の状況となっています。また，交通事故傷者数は，平成 29 年に 402 人を記録した以降は，300 人台で推移しています。

なお，令和 2 年の交通事故は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり，例年と比較して発生件数が顕著に減少しました。

近年，①高齢者人口の増加，②シートベルト着用率等の頭打ち，③飲酒運転による交通事故件数の下げ止まりなどから，交通事故の死者数の減少幅は小さくなっています。今後とも，少子高齢化社会が進展していく中で，一層の対策が必要となってきます。

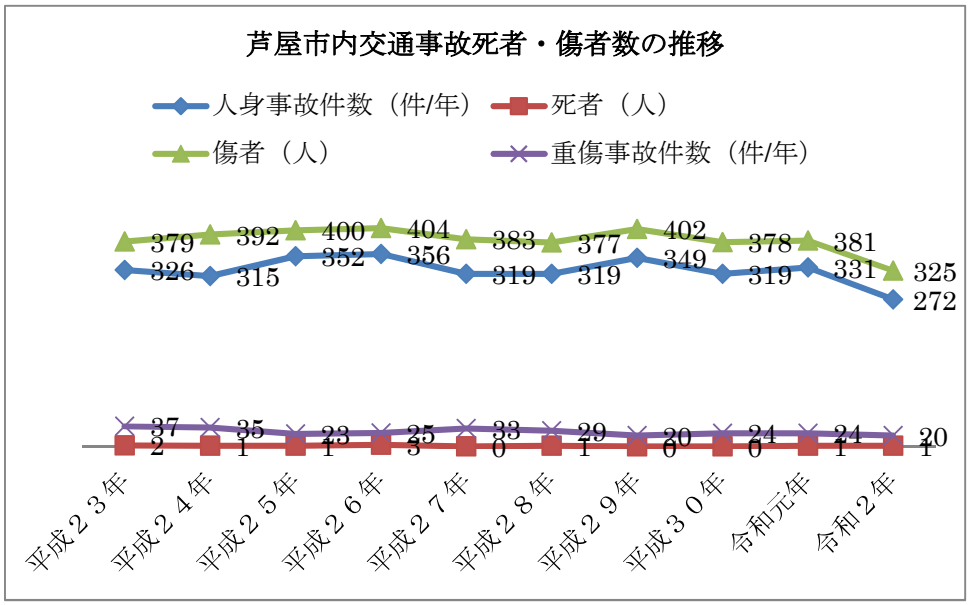

（2） 交通安全計画における目標

【目標数値】令和7年までに交通事故死者数を0人にする。

令和7年までに交通事故死傷者数を300人以下にする。

【目標設定の考え方】

交通事故のない芦屋とすることが究極の目標であるものの，一朝一夕に実現することは困難です。芦屋市としては，交通事故死者数について，第10次期間中において死者を出さないようにするため，令和7年までに0人にすることを目標とします。

また，交通事故死傷者数について，令和7年までに年間の死傷者数を300人以下とすることを目標とします。

第3節　道路交通の安全についての対策

1　今後の道路交通安全対策を考える視点

（1） 歩行者等交通弱者の安全確保

ア　高齢者

今後とも高齢化が進展し，交通事故全体に占める高齢者の割合が増加傾向にあることを踏まえると，高齢者が安全にかつ安心して外出や移動のできる交通社会の形成が必要です。

このため，まず，高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目し，それぞれの特性を考慮した対策を講じ，高齢者の実像を踏まえたきめ細かな交通安全対策を推進します。

また，加齢による身体機能の低下にかかわりなく，高齢者が交通社会に参加することができるよう，バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

イ　子ども

少子化の進展を踏まえ，安心して子どもを産み，育てることができる社会を実現することが重要です。このため，子どもを交通事故から守る観点から，通学路等において，歩行空間の安全対策を積極的に推進する必要があります。

ウ　障がいのある人

高齢者の安全対策同様，多様な人々が利用しやすい環境設計の考え方に基づき，バリアフリー化された道路交通環境の形成を図るとともに，障がいの程度に応じてきめ細かい交通安全教育を推進します。

エ　車両に対する歩行者

人優先の考えを普及・啓発し，通学通園路，生活道路，幹線道路等における歩行空間の確保を図り，車両に対して弱い立場にある歩行者の安全を確保します。

（2）自転車の安全確保

自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことを背景として，現状は，自転車利用者には，ルールやマナーに違反する行動が多いため，自転車利用者への交通安全意識の啓発や発達段階に応じた交通安全教育を行います。また，自転車の安全利用を促進するため，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の更なる普及と生活道路や幹線道路等において歩行者との共存を図るため，自転車ネットワーク計画に基づき，自転車の走行環境の整備を進めます。

さらに，自転車利用者が加害者となった場合，高額な賠償になる事例が発生しており，自転車事故の被害者救済対策として，賠償責任保険の加入を促進します。

（3）生活道路における安全確保

地域住民の日常生活に利用される生活道路において，交通の安全を確保することは重要な課題です。車道幅員5.5メートル以上の道路については，死亡事故件数が減少傾向にあるものの，車道幅員5.5メートル未満の道路については，その傾向にありません。

このため，地域における道路交通事情等を十分に踏まえ，各地域に応じた生活道路を対象として自動車の速度抑制及び一旦停止の遵守を図るための道路交通環境の整備，交通指導取締りの強化，安全な走行方法の普及等の対策が必要です。

また，幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進する対策などを，総合的なまちづくりの中で一層推進します。

さらに，こうした対策には，地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり，対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成が重要です。

2 重点施策

従来の交通安全対策を基本としながら，今後の対策を実施していくにあたっては，以下の7つの柱によって，交通安全対策を実施していきます。

① 交通弱者対策の充実
② 自転車対策の推進
③ 道路交通環境の整備
④ 交通安全思想の普及徹底
⑤ 道路交通秩序の維持
⑥ 救助・救急活動の充実
⑦ データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

(1) 交通弱者対策の充実

近代社会においては，弱い立場にある者への配慮や思いやりが必要です。全ての交通について，自動車と比較して弱い立場にある歩行者，高齢者，障がいのある人，子ども等の交通弱者の安全を確保する対策を実施します。

高齢者については，高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから，「ホッとあんしん訪問」等の地域における見守り活動を通じて，生活に密着した交通安全活動を実施します。

また，高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育を実施するとともに，高齢者が集まるイベント等，地域の集会の場等を活用し，積極的に啓発を行い，令和7年までに市内の高齢者の交通事故死傷者数（車の同乗者を除く）を15人[1]以下にすることを目標とします。

子どもについては，学校，PTA等と連携して通学路点検や登下校指導を行い，子どもに対する交通安全教室の内容を見直すとともに，地域の特徴に応じた交通安全教育を実施し，令和7年までに市内の子どもの交通事故死傷者数を14人[2]以下にすることを目標とします。

障がいのある人については，障がいの程度に応じた交通安全教育を実施するとともに，これまで実施した結果を踏まえ，内容の見直しを行っていきます。また，歩行者の安全を確保するため，市内における「あんしん歩行エリア」において，ゾーン規制に伴う路面標示の設置を行います。

令和2年に県内で発生した死亡事故のうち，自動車と歩行者の事故が3割以上を占めています。自動車と歩行者との事故防止では，自動車運転者（ドライバー）と歩行者との意思疎通が非常に重要な役割を果たすことを踏まえ，歩行者の安全対策の一環として兵庫県では「横断歩道合図（アイズ）運動」が提唱されています。この運動は，信号機のない横断歩道におい

---

[1] 令和２年末時点で目標未達成であるため，平成 28 年 12 月時点での目標値（15 人以下）を引き継ぐ。

[2] 令和２年末時点で目標未達成であるため，平成 28 年 12 月時点での目標値（14 人以下）を引き継ぐ。

て，自動車運転者（ドライバー）と歩行者の間で，手を挙げる，視線を合わせる等の合図を行うよう呼び掛け，横断歩道における交通事故の抑止を図る運動です。芦屋市でもこの「横断歩道合図（アイズ）運動」に賛同し，自動車と歩行者の事故をなくす取組を進めます。

○　地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進
○　高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施
○　地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施
○　障がいの程度に応じた交通安全教育の実施
○　通学通園路等における歩行空間の確保
○　「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進
○　「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
○　横断歩道合図（アイズ）運動の推進

(2)　自転車対策の推進

自転車は，環境にやさしく，手軽に乗れることから，子どもから大人まで多くの方が利用されています。近年，自転車を取り巻く状況は大きく変化し，自転車の関係する事故が減少する中，自転車対歩行者の事故は，増加傾向にあります。自転車が歩行者と衝突した場合には加害者となり，自転車利用者には，交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから，加害者とならないための意識啓発を図る必要があります。

現在，幼児の段階から自転車に乗っている子どもが増えていることを踏まえ，幼児・児童の自転車用ヘルメットについて,あらゆる機会を通じて，保護者等に対し,頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め,更なる着用の徹底を図ります。

また，幼児用向けの教材を活用し，自転車の正しい乗り方について，発達に応じた教育を推進し，これまで実施している市内の小学生，中学生を対象とした自転車教室の効果を検証するとともに，必要に応じて内容の見直しや充実を進める等，地域の特徴にあわせて改善します。加えて，自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室における学科講習及び実技講習を実施し，自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育を推進し，市内の自転車が関わる事故件数を令和 7 年までに 82 件[3]以下とすることを目標とします。

近年，自転車事故の加害者に対して，高額な賠償請求がされていることから，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県において，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され，全国に先駆けて損害賠償責任保険等

[3] 平成 27 年～令和元年の交通人身事故件数のうち，自転車関連事故の平均値:99.2 件，標準偏差:8.6 件を踏まえ，99.2-8.6×2＝82 件
なお，令和２年はコロナ禍の影響が強いため算出対象外とし，平成 27 年以降の 5 年間のデータを用いた。

への加入が義務化されました。この条例に基づき，交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発を図るとともに，自転車小売業者など関係事業者の協力を得つつ，賠償責任保険への加入促進に取り組み，令和 7 年度までに市内の自転車利用者賠償責任保険加入者割合を 100%にすることを目標とします。

さらに，夕暮れ時や夜間における事故の減少と防止を図るため，早めのライト点灯の呼び掛けや反射材の普及を図っていきます。

○　子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進
○　自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進
○　自転車賠償責任保険の加入促進
○　自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進
○　「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進
○　夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及
○　自転車賠償責任保険の加入促進

(3) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については，これまでの交通安全対策に加え，少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し，子どもを事故から守り，高齢者や障がいのある人が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から，通学通園路，生活道路，幹線道路等において交通安全施設などの整備を図るとともに，自転車ネットワーク計画に基づく自転車走行環境の整備を推進することにより，安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備に向けた交通安全対策を実施していきます。

○　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
○　通学通園路などの歩行空間の整備の推進
○　交通安全施設等の整備事業の推進
○　電線類の地中化の推進
○　自転車ネットワーク計画に基づく安全で快適な自転車走行環境整備の推進
○　違法駐車対策の推進
○　災害に備えた道路交通環境の整備

ア　人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を挙げてきた交通安全対策は，主として「車中心」の対策であり，本計画においては，地域の協力を得ながら，通学通園路，生活道路，幹線道路等において歩行空間を積極的に整備するため，歩行者の視点に立った交通安全対策の推進を図っていく必要があります。特に面整備などを行う区域では，歩行者と自動車の動線を区分し，すべての人が安心して通行できる駅前空間を構築します。

（ア）生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において，すべての人にやさしい歩行空間の確保に努めるとともに，バリアフ

リー化を進めるため，市内鉄道4駅を中心とした半径500mにおいて，歩道の切下げ部のバリアフリー化を図ります。

また，あんしん歩行エリア地区について，兵庫県公安委員会及び道路管理者が連携して，交差点改良，歩行空間の整備，交通安全施設の整備など面的かつ総合的な事故抑止対策を実施します。「あんしん歩行エリア」以外の生活道路においても，歩行者と自動車が共存する安全で安心な道路空間を創出するため，芦屋警察署及び道路管理者が連携して，自動車の速度の抑制，交差点の明示，歩行者と自動車の通行区分の明示を図ります。

（イ） 通学路等における交通安全の確保

道路交通実態に応じ，芦屋警察署，教育委員会，学校，道路管理者等の関係機関が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。子どもの通行の安全を確保するため，芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき，各中学校区において合同点検を行い改善要望のあった箇所について，関係機関と連携を図り，路肩のカラー舗装，防護柵の設置改修，横断歩道等の設置等の安全対策を推進します。

イ 交通安全施設等整備事業の推進

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）に即して，兵庫県公安委員会及び道路管理者が連携し，事故実態の調査・分析を行いつつ，次の方針により計画的かつ重点的，効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより，道路交通環境を改善し，交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

現在，道路，橋梁等の老朽化対策は全国的にも課題となっており，「芦屋市道路橋長寿命化修繕計画」などを見直し，今後は「公共施設等総合管理計画」とも整合を図りながら老朽化した橋梁を定期的に点検し，修繕，架け替え等を行います。

また，道路を安全に通行できるよう，防護柵の改修を実施し，併せて芦屋川沿いの防護柵の改修計画を策定するなど歩行者の安全対策を行います。

さらに，交通流，交通事故の発生状況，道路の整備状況等の交通実態や，地域住民のニーズ等をきめ細かく把握・分析し，必要により交通規制の見直しを行うとともに，信号機の新設についてはスクラップ・アンド・ビルドを念頭に置き，適切な整備を推進します。

ウ 電線類の地中化の推進

安全で快適な歩行空間を確保するため，「第7次電線類地中化計画」に基づき，さくら参

道などの電線類の地中化の整備[4] を行います。

エ　自転車利用環境の総合的整備

（ア）安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け，自転車の役割と位置付けを明確にし，乗用車から自転車への転換を促進します。 また，増加している歩行者と自転車の事故を減らすため，自転車は車両であるとの原則の下，自転車ネットワーク整備計画に基づく自転車走行環境の整備を推進することにより，自転車と歩行者の分離や自動車との適切な空間共有による安全な自転車利用環境の整備を図ります。

（イ）自転車等の駐車対策の推進

自転車等の駐車がもたらす障害を除去するとともに，自転車利用を促進するため，各市営自転車駐車場において利用状況に即した改修や改良を行うとともに，JR芦屋駅南側において，分散された既存の駐輪場を集約，整備します。

また，バリアフリー法に基づき，高齢者，障がいのある人等の移動の円滑化に資するため，関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組みを推進します。

オ　効果的な交通規制の推進

良好な生活環境の維持と様々な交通の安全と円滑化を図るため，一方通行，指定方向外進行禁止などの組み合わせによる通過交通の抑制や違法駐停車などへの指導・取締りなどの交通規制を実施します。

また，歩行者及び自転車利用者の利用する道路については，歩行者用道路，車両通行止め，路側帯の設置・拡幅など歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化します。

さらに，幹線道路については，交通の安全と円滑化を図るため，道路の構造，交通安全施設の整備状況，交通の状況などを勘案しつつ，速度規制，指定方向外進行禁止，一方通行などの組み合わせなどによる交通規制と併せて，違法駐停車などへの指導・取締りにより，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図り，道路の交通に起因する障害の防止に資するよう対策を実施していきます。

カ　総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り，都市機能の維持及び増進に寄与するため，交通の状況

4　令和２年度末現在：無電柱化率 15.1%　今後，芦屋川沿い及びさくら参道等において電線類の地中化を実施する。

や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を実施します。

（ア） 秩序ある駐車の推進

違法駐車や駐停車などをしようとしている自動車運転者に対して，市，芦屋警察署，芦屋交通安全協会及び地域住民による警告，啓発活動を実施し，より良好な駐車秩序の確立に努めます。

（イ） 違法駐車対策の推進

悪質性・危険性，迷惑性の高い違反については，地域住民の意見・要望などを踏まえた取締りの要請を行います。

運転者の責任を追及できない放置車両について，当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り，使用者責任を追及するよう要請します。

（ウ） 違法駐車締め出し機運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保などに関し，市民への広報・啓発活動を行うとともに，住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し機運の醸成・高揚を図ります。

（エ） ハード・ソフトが一体となった駐車対策の推進

特に違法駐車が常態化し，安全で円滑な道路交通が阻害されている鉄道駅周辺の道路においては，きめ細かな駐車規制の実施，違法駐車の取締りと併せて広報・啓発活動などを取り組むなどのハード・ソフト一体となった駐車対策を推進するものとします。

また，災害時の緊急避難路を確保するため，電線類の地中化を推進します。

キ 災害に備えた道路交通環境の整備

（ア） 災害に備えた道路の整備

地震，豪雨，豪雪，津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため，橋梁の耐震対策を推進します。

（イ） 災害発生時における交通規制

災害発生時においては，被災地域への車両の流入抑制を行うとともに，被害状況を把握した上で，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施します。

（ウ） 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において，道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し，復旧や緊急交通路，緊急輸送道路の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等を実施します。

(4) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は，自他の生命尊重という理念のもとに，交通社会の一員としての責任を自覚し，交通安全意識と交通マナーの向上に努め，相手の立場を尊重し，他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で重要な意義を有しています。交通安全意識を向上させ，交通マナーを身に付けるためには，人間の成長過程に合わせ，生涯にわたる学習を促進して市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。

このため，本市においても「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発を図るとともに「交通安全教育指針」（平成10年国家公安委員会告示第15号）などを活用し，これまで実施してきた交通安全教育の内容を見直し，幼児から成人に至るまで，心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。また，高齢者の交通安全については，高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに，他の世代も高齢者の特性を知り，その上で高齢者を保護し配慮する意識を高めるための啓発指導を実施します。

そして，障がいのある人の交通安全については，高齢者と同様に，障がいのある人自身が交通安全知識の向上などを図るとともに，障がいの種類や程度に応じた人的配慮，物的整備が必要であることを交通安全教育などにより，市民に周知していきます。

- ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育，普及啓発活動の推進
- ○ 高齢者に対する交通安全教育の推進
- ○ 自転車の安全利用の推進
- ○ 後部座席などにおけるシートベルト着用の推進
- ○ 反射材用品等の普及，利用促進
- ○ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立
- ○ 交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進
- ○ 市民の参画・協働の推進

ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（ア） 幼児に対する交通安全教育の推進

① 目標

心身の発達段階や地域の実情に応じて，基本的な交通ルールを遵守し，交通マナーを実践する態度を習得させるとともに，日常生活において安全に道路及び踏切道

を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

② 内容

○ 幼稚園・保育所・認定こども園

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて，交通安全教育を計画的かつ継続的に行います。これらを効果的に実施するため，例えば，紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど，分かりやすい指導を行うとともに，指導資料の作成，教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進します。

③ 方法

○ 教材等の提供による支援

関係機関・団体は，幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより，幼稚園・保育所及び認定こども園において行われる交通安全教育の支援を行います。

○ 保護者に対する交通安全教育

幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど，家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等を実施します。

（イ） 小学生に対する交通安全教育の推進

① 目標

心身の発達段階や地域の実情に応じて，歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに，道路及び交通の状況に応じて，安全に道路及び踏切道を通行するために，道路交通における危険を予測し，これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

② 内容

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，乗り物の安全な利用，危険の予測と回避，交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施します。

交通社会の一員であることを考慮し，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を踏まえ，自転車利用に関する道路交通の基礎知識，交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させます。

③ 方法

○ 教育教材の配布等

自転車の安全で適正な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進するほか，教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施します。

○ 交通安全情報の提供

県と県教育委員会等との協働により設置した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」により，学校を通じて児童，保護者等へタイムリーな交通安全情報を提供します。

○ 関係機関・団体による補完的な交通安全教育

関係機関・団体は，小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに，児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

○ 保護者に対する交通安全教育

児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり，歩行中，自転車乗用中等実際の交通の場面で，児童に対し，基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

（ウ） 中学生に対する交通安全教育の推進

① 目標

日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，自転車で安全に道路及び踏切道を通行するために，必要な技能と知識を十分に習得させるとともに，道路を通行する場合は，思いやりをもって，自己の安全はもとより，他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

② 内容

家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら，保健体育，道徳，総合的な学習の時間，特別活動など学校の教育活動全体を通じて，歩行者としての心得，自転車の安全な利用，自動車等の特性，危険の予測と回避，標識等の意味，応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

交通社会の一員であることを考慮し，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び自転車運転者講習制度を踏まえ，自転車利用に関する道路交通の基礎知識，交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させます。

③ 方法

○ 教育教材の配布等

自転車の安全で適正な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進するほか，教員等を対象とした心肺蘇生法等の実技講習会を実施します。

○ 交通安全情報の提供

県と県教育委員会等との協働により設置した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」により，学校を通じて生徒，保護者等へタイムリーな交通安全情報を提供します。

○ 関係機関・団体による補完的な交通安全教育

関係機関・団体は，中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する交通マナーの育成等補完的な交通安全教育の推進を図ります。

（エ） 高校生に対する交通安全教育の推進

① 目標

日常生活における交通安全に必要な事柄，特に，二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路及び踏切道を通行するために，必要な技能と知識を習得させるとともに，交通社会の一員として交通ルールを遵守し，自他の生命を尊重するなど責任を特って行動できるようにすることを目標とします。

② 内容

二輪車・自動車の安全に関する指導については，生徒の実態や地域の実情に応じて，安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら，安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに，実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図ります。

交通社会の一員であることを考慮し，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び自転車運転者講習制度を踏まえ，自転車利用に関する道路交通の基礎知識，交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させます。

③ 方法

○ 教育教材の配布等

自転車の安全で適正な利用等も含め，安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに，交通安全教室を一層推進するほか，教員等を対象とした心肺蘇生法等の実技講習会を実施します。

○ 交通安全情報の提供

県と県教育委員会等との協働により設置した「ひょうご児童等交通安全ネットワーク」により，学校を通じて生徒，保護者等へタイムリーな交通安全情報を提供します。

○ 関係機関・団体による補完的な交通安全教育

関係機関・団体は，高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣，情報の提供等の支援を行うとともに，地域において，高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

（オ） 成人に対する交通安全教育の推進

① 目標

自動車等の安全運転の確保の観点から，社会人，大学生等に対する交通安全教

育の充実を図ります。

② 内容

○ 社会人・大学生等への教育

職場での交通安全研修会，出前講座等を活用し，社会人を対象とした講座等における交通安全教育の促進を図ります。また，関係機関・団体，交通ボランティア等による自転車の安全適正利用を含む交通安全のための諸活動を促進します。

（カ） 高齢者に対する交通安全教育の推進

① 目標

運転免許の有無等により，交通行動や危険認識，交通ルール等の知識に差があることに留意しながら，実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

② 内容

加齢に伴う身体機能の低下が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や，運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させながら，交通の状況に応じて安全に道路及び踏切道を通行するための知識・技能について安全教育を実施します。高齢者の自発性を促すことに留意しつつ，高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし，反射材用品の活用等交通安全用品の普及を図ります。

③ 方法

○ 指導者の養成等

地域交通安全活動推進委員等の高齢者に対する交通安全指導者の養成，教材・教具等の開発等，指導体制をさらに充実させます。また，教育手法に関するこれまでの調査研究の成果等も活用しながら参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

○ 多様な機会の活用

老人クラブ活動の一環として，交通安全についての指導者育成や交通安全に関する研修の実施を促すほか，関係団体，交通ボランティア，医療機関・福祉施設関係者等と連携して，高齢者の交通安全教室等を開催するとともに，高齢者大学などの社会教育活動，各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

○ 出前式指導

運転免許を持たないなど，交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に，啓発，家庭訪問による個別指導，地域ぐるみの見守り活動等を行います。

（キ） 障がいのある人に対する交通安全教育の推進

① 目標

障がいの程度等により，交通行動や危険認識，交通ルール等の知識に差があることに留意しながら，実践的技能及びルール等の知識を習得させることを目標とします。

② 内容

歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や，運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させながら，交通の状況に応じて安全に道路及び踏切道を通行するための知識・技能について安全教育を実施します。

③ 方法

○ 特別支援学校等での指導

特別支援学校や地域における福祉活動の場を活用します。

（ク） 外国人に対する交通安全教育の推進

定住外国人に対しては，母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるため，広報・啓発活動に取り組みます。

イ 効果的な交通安全教育の推進

（ア） 関係機関・団体の連携

交通安全教育を行う機関・団体は相互の連携を図りながら，交通安全教育に関する情報を共有し，資機材の貸与，講師の派遣，交通安全教育指導者の養成・確保等を行います。

（イ） 体験・体感型手法の活用

シミュレーター等の活用，スタントマンによる体感型教育（スケアード・ストレイト）の活用を検討します。

（ウ） 教育効果の確認等

受講者や地域の実情に応じて，教育の方法や教材の見直しと改良を行うとともに，受講者の反応を確認する等の事後効果評価を実施し，常に効果的な交通安全教育ができるようにします。

ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

（ア）「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進

① 目標

尊い人命を交通事故から守るため，ひょうご交通安全憲章の理念に基づき，広く市民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに，思いやりのある交通行動の実践を習慣付け，市民の参画と協働のもとに交通事故のない「元気で安

全・安心な芦屋」をつくることを目的とします。

② 期間

毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間

③ 推進方法

○ 行政，関係団体等，県民の幅広い参画を得た兵庫県交通安全対策委員会において，年間運動方針を決定し，事前に，運動期間，運動重点等について広く市民に周知します。

○ 芦屋市交通安全対策委員会の構成機関・団体が相互に連携して，強力に推進します。

○ 地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り，交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

○ 運動の事後に，効果を検証，評価することにより，一層効果的な運動が実施されるよう配意します。

（イ） 自転車の安全利用の推進

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づき，市民，事業者，交通安全団体及び行政が一体となって，自転車の安全適正利用に取り組みます。

① 自転車の交通安全教育の推進

自転車乗車中の死傷者のうち，約 9 割に何らかの交通違反が認められることから，自転車が道路交通法に定められた「車両」であることを認識させ，歩行者や他の車両に配慮した通行等，自転車の正しい乗り方や自転車の歩道通行時における交通ルールのほか，スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車，イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等について，参加・体験・実践型の自転車交通安全教室等を開催して周知徹底を図ります。

保護者，学校，事業者がそれぞれの立場で自転車の交通安全教育を行うことができるよう，啓発資料や教材を作成・配布します。

自転車運転者講習制度を適切に運用し，危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

② 自転車の損害賠償責任保険等への加入徹底

自転車が加害者になる事故により高額な損害賠償事例が発生している状況などから，被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減させるため，兵庫県条例により，自転車利用者，保護者及び自転車を利用する事業者に損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。

このため，自転車交通安全教室やキャンペーン等を通じた普及啓発を図るとともに，自転車販売時に損害賠償責任保険等の加入有無の確認を義務付けられた自転車小

売業者等の協力を得ながら，損害賠償責任保険等への加入を徹底します。

③ 自転車の安全適正利用

夕暮れ時から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ，法令で定める灯火の点灯を徹底するとともに，自転車の横断時の視認性を高めるため，自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

幼児・児童の保護者に対して，自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進と，ヘルメット着用の更なる徹底を図ります。

また，自転車乗用中の高齢者が頭部損傷で死亡することが多いことから，高齢者に対するヘルメット着用を推進します。

幼児を同乗させる場合において，安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに，シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは，シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

（ウ） 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

関係機関・団体等との協力の下，あらゆる機会・媒体を通じて着用効果と正しい着用方法について理解を求め，その徹底を図ります。

（エ） チャイルドシートの正しい使用の徹底

幼稚園・保育所，認定こども園等と連携し，保護者に対する効果的な広報啓発・指導により，正しい使用の徹底を図ります。

特に，6 歳以上であっても，体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子どもにはチャイルドシートを使用させることについて，広報啓発を強化します。

（オ） 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め，歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため，各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進します。

また，夜間走行時の道路横断などの際の事故防止のため，「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により，道路交通法で定める後部反射器材に加え，側面への装着を促進します。

反射材用品等は，全年齢層を対象として普及を図る必要がありますが，歩行中の交通事故死亡者の中で占める割合が高い高齢者に対しては，特にその普及の促進を図り，衣服や靴，鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨します。

（カ） 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに，交通ボランティアや安全運転管理者，酒類製造・販売業者，酒類提供飲食店，駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発を行うほか，事業者の自主的な「飲酒運転追放宣言」の取組やキッズ交通保安官・ファミリー隊員の活用など，地域，職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め，「飲酒運転をしない，させない」という市民の規範意識の確立を図ります。

（キ） 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については，テレビ，ラジオ，新聞，携帯端末，インターネット等の広報媒体を活用して，交通事故等の実態を踏まえた広報，日常生活に密着した内容の広報，具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど，実効の上がる広報を次の方針により行います。

① キャンペーン等の積極的な実施

家庭，学校，職場，地域等と一体となった広範なキャンペーンや，官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより，高齢者の交通事故防止，子どもの交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，飲酒運転の根絶，違法駐車の排除等を図ります。

② 家庭向け広報の充実

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから，家庭向け広報媒体の積極的な活用，町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報を実施し，子ども，高齢者等を交通事故から守るとともに，飲酒運転を根絶し，暴走運転，無謀運転等を追放します。

（ク） その他の普及啓発活動の推進

① 高齢者の交通事故防止に関する市民意識の高揚

高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため，加齢に伴う身体機能の低下が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行います。また，他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに，高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識の向上を図ります。

② 夕暮れ時から夜間にかけての事故防止の啓発等

夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから，夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反，飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し，これら違反の防止を図ります。

また，季節や気象の変化，地域の実態等に応じ，交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯を促します。

③ プロテクターの着用促進

二輪車運転者の被害軽減を図るため，胸部等のプロテクターの着用について，関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進します。

④ 交通事故の発生状況の認識と事故防止に関する意識の啓発等

市民が，交通事故の発生状況を認識し，交通事故防止に関する意識の啓発等ができるよう，交通事故分析を行い，各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報を提供・発信します。

エ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

① 交通安全を目的とする民間団体

交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど，その主体的な活動を促進します。

② 交通ボランティア等

資質の向上に資する援助を行うことなどにより，その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進します。

オ 市民の参画と協働の推進

交通の安全は，市民の安全意識により支えられることから，市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要です。

このため，交通安全思想の普及徹底に当たっては，行政，民間団体，企業等と市民が連携を密にした上で，それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し，市民の参画と協働を積極的に進めます。

(5) 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには，交通指導取締り，暴走族取締り等を通じ，道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため，交通事故実態等を的確に分析し，死亡事故等重大事故に直結する悪質性，危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの要請を行います。

また，暴走族等対策を強力に推進するため，関係機関・団体が連携し，地域ぐるみの暴走族追放気運の高揚等に努め，暴走行為をさせない環境づくりを推進するよう努めます。

○ 悪質性・危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化など
○ 自転車利用者に対する指導取締りの推進
○ 暴走族対策の強化

ア　交通の指導取締りの強化等

（ア）　一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては，歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた効果的な交通指導取締りの要請を行います。

その際，地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮します。

①　交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ，事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに，交通事故に直結する悪質性，危険性の高い違反，市民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反について，取締りの要請を行います。

また，引き続き，児童，高齢者，障がいのある人の保護の観点に立った指導取締りを要請します。

②　自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者に対し，重大事故に直結する違反に重点を置いた指導取締りの要請を行います。

イ　暴走族等対策の推進

（ア）　暴走族追放気運の高揚及び家庭，学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため，報道機関等に対する資料提供を積極的に行い，暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど，広報活動を積極的に行います。

また，家庭，学校，職場，地域等において，青少年に対し，「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進します。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ，地域の関連団体等との連携を図るなど，青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。

（イ）　暴走行為阻止のための環境整備

暴走族等（暴走族及び違法行為を敢行する旧車會員（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者））及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め，暴走族等及び群衆をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに，地域における関係機関・団体が連携を強化し，暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行います。

（ウ）　暴走族等に対する指導取締りの強化

暴走族等取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに，集団暴走行為，爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては，共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し，併せて解散指導を積極的に行うなど，暴走族等に対する指導取締りを要請します。

また,「不正改造車を排除する運動」等を通じ，街頭検査において，不正改造車両の取締りを行うとともに，不正改造車両等の押収のほか，司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族等と車両の分離を図り，不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任を追及するよう要請します。

（エ） 暴走族関係事犯者の再犯防止

個々の犯罪事実はもとより，組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている諸事情をも明らかにしつつ，グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努め，暴力団とかかわりのある者については，その実態を明らかにするとともに，暴力団から離脱するよう要請します。

さらに，暴走行為に対する運転免許の行政処分については，特に迅速かつ厳重に行うよう要請します。

（オ） 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう，また，保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう,「不正改造車を排除する運動」等を通じ，広報活動を推進します。

(6) 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命や被害を最小限にとどめ，道路上の交通事故に即応できるよう，医療機関，関係機関などの相互の緊密な連携・協力関係の維持充実を図ります。

○ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator ）の使用も含めた心肺蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進
○ 救急医療体制の整備
○ 県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進

ア 救助・救急体制の整備

（ア） 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため，救急医療機関，消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保して，救助体制の整備・拡充を図り，救助活動の円滑な実施を図ります。

（イ） 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

① 消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の実施により，救命効果の向上が期待できることから，自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator）の使用も含めた応急手当について，消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。

このため，心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし，消防機関，保健所，医療機関，日本赤十字社，民間団体等の関係機関においては，指導資料の作成・配布，講習会の開催等を推進するとともに，救急の日，救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進します。

② 応急手当指導者の積極的な養成等

応急手当指導者の養成を積極的に行うほか，救急要請受信時における応急手当の口頭指導を推進します。

さらに，自動車教習所における教習及び取得時講習，更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか，交通安全の指導に携わる者，安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努めます。

また，業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋，止血帯，包帯等の救急用具の搭載を推進します。

③ 教職員及び市職員対象の心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催等

学校においては，教職員対象の心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む。）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに，中学校，高等学校の保健体育において止血法や包帯法，心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む。）について指導の充実を図ります。さらには，自動車事故の負傷者に対して迅速かつ適切な応急処置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及の観点から，自動車事故救急法講習の実施を図ります。

また，市職員を対象に心肺蘇生法（AED（自動体外式除細動器）の取扱いを含む。）の実習等の普通救命講習を実施します。

（ウ） 救急救命士の養成・配置等の促進，ドクターカーの活用促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため，ドクターカー（医師等が同乗する救急用自動車）の活用の促進を図るとともに，消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り，救急救命士が行える気管挿管，薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。また，医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員が行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

（エ） 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは，事故の状況把握，負傷者の救急搬送に有効であることから，消防防災ヘリコプターの救急業務における積極的活用を推進するとともに，救急現場等により早く医師等による救急医療を実施するため，兵庫県災害医療センター等と連携した医師同乗型救急ヘリコプターの運航を推進します。

（オ） 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術の向上を図るため，教育訓練の充実を積極的に推進します。

イ 救急医療体制の整備

多重事故等の重大な事故の発生に対応する必要があるため，医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリと，消防や医療機関等関係機関との連携の強化を図り，交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させます。

ウ 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため，救急医療機関，消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を推進するとともに，救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図ります。

また，救急自動車に設置した携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）等を活用して，より適切な応急措置が行えるようにするなど，医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進します。

さらに，特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生したときに備え，災害派遣医療チーム「兵庫ＤＭＡＴ」及び災害派遣精神医療チーム「ひょうごＤＰＡＴ」（Disaster Psychiatric Assistance Team）の活用を推進します。

(7) データ分析に基づくきめ細かな対策の推進

兵庫県では，第10次計画期間中を通じて，交通事故の発生地域，場所，形態，原因等を詳細に分析し，よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施する取組が進められました。

芦屋市においても，交通年鑑やひょうごオープンデータカタログといった公表データに基づき，近隣都市との傾向比較や経年変化，事故多発地点を分析する取組を行ってきました。今後は，それらの取り組みを発展させ，ビッグデータ等や専門家の知見を基に，様々なリスク行動を分析し，対策に活用する方策として，GISに基づく交通事故発生地点マップを使った分析や地域での活用及びETC2.0を用いた施策の推進を図ります。

第2章　踏切道における交通の安全

１　基本的な考え方

踏切事故防止対策を講じることにより，踏切事故のない芦屋をめざします。

２　目標

交通安全計画期間の踏切事故件数の目標を０件とします。

３　対策を進める視点

〈視点〉それぞれの踏切の状況などを勘案した対策

〈柱〉　踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第1節　基本的な考え方

市内には，JR・私鉄を併せて15箇所の踏切道があります。踏切事故を未然に防止するための対策を講じ，踏切事故のない芦屋をめざします。

第2節　踏切道における交通の目標

１　踏切事故の現状等

（1）踏切事故の現状

平成23年から令和2年にかけての踏切事故の発生件数は，平成27年および令和元年にそれぞれ1件発生し，それ以外の年は0件でした。

（2）交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため，市民の理解と協力のもと，諸施策を総合的に推進することにより，第9次交通安全計画と同じく，本交通安全計画期間においても，踏切事故件数を0件とすることを目標とします。

第3節　踏切道における交通の安全についての対策

１　今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は，ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすことから，踏切事故を未然に防止するための対策に努めます。

２　踏切道の交通の安全と円滑化を図るための対策

踏切事故は，直前横断，落輪などに起因するものが多いことから，自動車運転者や自転車

利用者及び歩行者などの踏切道通行者への交通安全のための広報啓発を行うとともに，自転車教室や交通安全教室を通して，踏切道の通過方法などの教育を実施していきます。

また，道路の交通量，踏切道の幅員，踏切保安設備の整備状況などを勘案し，必要に応じて，看板，標識などを設置し，注意喚起や視認性の向上に努めます。

【参考資料】

芦屋市交通安全計画改定経過

実　施　日	会　議　等	内　　容
令和3年6月29日	第1回芦屋市交通安全対策委員会	第10次芦屋市交通安全計画重点施策の実施状況について（平成28年度～令和2年度） 第11次兵庫県交通安全計画（案）の概要　および今後の芦屋市交通安全計画の進め方について
令和3年8月6日	第2回芦屋市交通安全対策委員会	第10次芦屋市交通安全計画重点施策の実施状況について（平成28年度～令和2年度） 今後の芦屋市交通安全計画の進め方について
令和3年11月12日	第3回芦屋市交通安全対策委員会	第10次芦屋市交通安全計画の総括について（平成28年度～令和2年度） 次期の芦屋市交通安全計画について
令和4年1月24日	第4回芦屋市交通安全対策委員会	第10次芦屋市交通安全計画改定案について

芦屋市交通安全対策委員会委員名簿（敬称略）

役　職	氏　　名	所　　属
委員長	辻　正彦	都市建設部長
副委員長	三好　一示	都市建設部建設総務課長
委　員	三谷　哲雄	流通科学大学経済学部（旧総合政策学部）　教授
委　員	村上　民恵	芦屋市PTA協議会　副会長
委　員	鞍田　反省	芦屋市老人クラブ連合会　副会長
委　員	泉　　慶治 （～令和３年10月）	芦屋警察署交通課長
	橋本　富二男 （令和３年11月～）	
委　員	岡村　和代	芦屋交通安全協会
委　員	川口　弥良	企画部市民参画・協働推進室長
委　員	小川　智瑞子	こども・健康部子育て推進課長
委　員	岡本　和也	都市建設部道路・公園課長
委　員	柴田　陽子	都市建設部都市計画課長
委　員	濱田　康男	消防本部救急課長
委　員	木下　新吾	教育委員会学校教育部学校教育課長

用 語 解 説

〔ア行〕

■ あんしん歩行エリア

平成15年7月に警察庁と国土交通省が，国及び地方公共団体が管理する幹線道路の特定する交差点や路線・区間での交通事故が多発し，緊急に対策を実施する必要性の高い箇所の事故抑制対策を集中的に実施することを目的に設定されたエリア。そのエリアにおいて，速度規制，歩道の設置，歩行者優先道路の整備などを面的・総合的に進めることにより，安全な通行経路を確保した地区。

東西は宮川の西側から芦屋川の東側まで，南北は国道43号以北から阪急線以南までの地区(町名は，大原，船戸，松ノ内，上宮川，業平，茶屋之町，大桝，公光，宮川，精道の各町)。

■ ETC2.0

従来のETCに比べ，大量の情報の送受信が可能となり，高速道インターチェンジの出入り情報だけでなく，経路情報の把握が可能となるなど，格段に進化した機能を有し，道路政策に様々なメリットをもたらし，高度道路交通システム推進に大きく寄与するシステム。

〔カ行〕

■ 救急救命士

平成3年（1991年）4月23日に救急救命士法が制定され，病院への搬送途上に限り，傷病者に対し，救急車などにて救急救命処置を施し，速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。

■ 公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等について，地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画で，公共施設等の現状及び将来の見通しとともに，公共施設等の総合的な基本的な方針などを示すもの。

〔サ行〕

■ 自転車の安全で適正な利用促進に関する条例

自転車の交通安全対策を目的とし，県民運動としての取組み，交通安全教育の充実，自転車の安全適正利用，保険の義務化，環境の整備等を定めた県の条例（平成27年4月1日施行（保険加入の義務化は10月1日施行）。

■ 自転車運転免許証等制度

自転車運転における交通ルールとマナーを遵守した自転車利用者の育成を図るため，参加・体験型の自転車教室を開催して，受講者に「自転車運転免許証等」を交付するな

ど，自転車利用者の交通安全意識の高揚を図るもの。芦屋市では，平成18年8月に児童を対象に，さらに，11月に高齢者を対象として開催された。

■ 自動体外式除細動器

一般的には，AED(Automated External Defibrillator)と呼ばれている。

心室細動の際に機器が自動的に解析を行い，必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え，心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

〔ナ行〕

■ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち，地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては，保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い，3～5歳の子どもについては，保護者の働いている状況に関わりなく，教育・保育を一緒に行う。

〔ハ行〕

■ バイスタンダー

意識を失って倒れている人の現場に居合わせた人のこと。

■ バリアフリー

高齢者，障がいのある人などが社会生活していく上での物理的，社会的，制度的，心理的及び情報面での障がいを除去するという考え方。公共交通機関のバリアフリー化とは高齢者・障がいのある人などが公共交通機関を円滑に利用できるようにすること。

■ バリアフリー法

「高齢者，障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)。高齢者，障がいのある人全般に建物，交通機関の移動の円滑化を図るため，旧ハートビル法と旧交通バリアフリー法を統合した法律。

■ ひょうごオープンデータカタログ

兵庫県が運営するwebサイトであり，兵庫県下の公表データを閲覧・入手できる。

■ ひょうご交通安全憲章

県民一人一人がくるま社会に生きる一員としての自覚と責任を持ち，交通安全運動の輪をひろげ，みんなが安全で安心できるふるさと兵庫を築くために兵庫県交通安全対策委員会が定めた5項目からなる憲章。

第１０次芦屋市交通安全計画（改定）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
1	JR芦屋駅周辺での違法・迷惑駐車追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(3)道路交通環境の整備	⑥違法駐車対策の推進	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	ソフト
2	違法・迷惑駐車の追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			(2)自転車対策の推進	⑤「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進		
3	シートベルト・チャイルドシート着用運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			(4)交通安全思想の普及徹底	④後部座席などにおけるシートベルト着用の推進		
4	夕暮れ時の早めのライト点灯運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			(2)自転車対策の推進	⑤「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進		
			(2)自転車対策の推進	⑥夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及	・街頭啓発を通して、夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかけ、反射材の配布	
5	JR芦屋駅北側の交通規制見直しに伴う啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(3)道路交通環境の整備	⑥違法駐車対策の推進	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	ハード
6	応急手当講習等受講 ・普通救命講習Ⅰ（市民、学校園） ・普通救命講習Ⅱ （トライやるウィーク生徒、保育所、幼稚園職員） ・上級救命講習（市民） ・応急手当講習（市民、学校園）	消防本部	(6)救助・救急活動の充実	①自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進	・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催等	ソフト
7	応急手当普及員講習					
8	救急医療機関との連携を図る			②救急医療体制の整備	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	ソフト
9	救助体制の整備・拡充					
10	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実					
11	消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進			③県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進	・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進	ソフト
12	転落防止柵及び横断防止柵の改修工事の実施	基盤整備課 道路・公園課	(3)道路交通環境の整備	①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	・事故の被害程度を軽減させるための防護柵の改良工事	ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		
13	無電柱化工事の実施	基盤整備課		④電線類の地中化の推進	・無電柱化工事の実施	ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		
14	市内各中学校にて交通安全教室を開催	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
15	芦屋特別支援学校にて交通安全教室を開催	芦屋警察署 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	④障がいの程度に応じた交通安全教育の実施	・芦屋特別支援学校にて交通安全教室	ソフト
16	管内の高校におけるスケアードストレイト交通安全教室の実施	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
17	交通安全教室	芦屋警察署 道路・公園課 保健安全・特別支援教育課	(1)交通弱者対策の充実	③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施	・各小学校区における下校指導（学期毎） ・校外、園外に出ての歩行訓練 ・交通安全教室	ソフト
		芦屋警察署 道路・公園課 保健安全・特別支援教育課	(4)交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	ソフト
		芦屋警察署 道路・公園課		⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
18	交通安全協会と連携した、地域ボランティアの交通安全教室等への参加	芦屋警察署 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
19	反射材の配布（交通安全教室、保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校、シルバー人材センター）	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	ソフト
20	各小学校区にて通学路合同点検。要望箇所について安全対策を講じる。（複数の学校区ごとに実施）	芦屋警察署 道路・公園課 ほいく課 保健安全・特別支援教育課	(1)交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
		道路・公園課	(3)道路交通環境の整備	②通学通園路などの歩行空間の整備の推進		
21	未就学児が集団で移動する経路に関する安全点検の実施	芦屋警察署 道路・公園課 ほいく課 保健安全・特別支援教育課	(1)交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
22	愛護委員、PTA等と連携した登下校指導等	芦屋警察署 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
23	下校指導	道路・公園課 保健安全・特別支援教育課	(1)交通弱者対策の充実	③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施	・各小学校区における下校指導（学期毎） ・校外、園外に出ての歩行訓練 ・交通安全教室	ソフト
24	登下校時の児童生徒の集合場所等の点検の実施	芦屋警察署 道路・公園課 ほいく課 保健安全・特別支援教育課	(1)交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を行い改善、要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
25	芦屋さくらまつり、オータムフェスタ、校区合同防災訓練での自転車安全利用推進運動、園遊会、秋まつり等での啓発	道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者が集まりやすいイベント、会議（地域のまつり、集会所等）で交通安全啓発を行う。	ソフト
26	街頭啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	・自転車ネットワーク計画の具体化	ソフト
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	
			(4)交通安全思想の普及徹底	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発（飲酒運転根絶運動）の実施	
27	管内の高校生と協働した自転車マナーアップ街頭キャンペーンの実施	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
28	啓発へのボランティア等の参加	芦屋警察署 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
29	全国交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官の参加（春・秋）	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発（飲酒運転根絶運動）の実施	ソフト
30	高齢者交通安全教育隊（スタウス）による安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(1)交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者の交通安全指導 ・独居等高齢者宅を訪問し、出前型交通安全教室を実施する。	ソフト
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 国際文化推進課 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	②高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	ソフト
31	自転車シミュレーターを利用した啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
32	自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	基盤整備課	(3)道路交通環境の整備	⑤安全で快適な自転車利用環境の整備	自転車ネットワーク計画の具体化	ソフト
33	自転車教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進	・小学4年生を対象に自転車教室（警察主催・その他小学生）	ソフト
			(2)自転車対策の推進	①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進	・小学4年生を対象に自転車教室（市立小学校・4年生）	
			(2)自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 国際文化推進課 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	・自転車ネットワーク計画の具体化	ソフト
34	自転車駐車場指定管理者の交通安全教室等への参加	芦屋警察署 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
35	自転車免許教室	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課 保健安全・特別支援教育課	(2)自転車対策の推進	④自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進	・小学校4年生以上を対象に実施。 （低学年の参加も可）	ソフト
		芦屋警察署 道路・公園課 保健安全・特別支援教育課	(4)交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育、普及啓発活動の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外、園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	・自転車ネットワーク計画の具体化	
36	自転車利用者の交通違反に対する指導取締り	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(5)道路交通秩序の維持	②自転車利用者に対する指導取締りの推進	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	ソフト
37	自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(5)道路交通秩序の維持	②自転車利用者に対する指導取締りの推進	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	ソフト
38	職員向け自転車講習会	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 人事課 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	・自転車ネットワーク計画の具体化	ソフト
39	イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
40	加入状況アンケート（交通安全協会）	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	ソフト
		芦屋交通安全協会 道路・公園課	(7)データ分析に基づくきめ細かな対策の推進	①データ等を活用した分析の具体化		
41	市役所庁舎内、市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置、イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(2)自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	ソフト
		芦屋交通安全協会 道路・公園課	(7)データ分析に基づくきめ細かな対策の推進	①データ等を活用した分析の具体化	・駐輪場で自転車保険の案内等の配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	
42	出前講座	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 国際文化推進課 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	・自転車ネットワーク計画の具体化	ソフト
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	
43	生活安全推進連絡会高齢者分科会にて交通安全指導の実施	芦屋警察署 国際文化推進課 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
44	シルバー人材センターでの講話	芦屋警察署 国際文化推進課 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
45	設置看板の維持管理	道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑥「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進	・関係機関（国道管理者、県道管理者、警察、鉄道管理者）と調整を図り注意喚起看板を設置	ハード
46	待ち受け型安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	(1)交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者の交通安全指導 ・独居等高齢者宅を訪問し、出前型交通安全教室を実施する。	ソフト
		芦屋警察署 芦屋交通安全協会 国際文化推進課 道路・公園課	(4)交通安全思想の普及徹底	②高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	
47	横断歩道合図（アイズ）運動の推進	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 道路・公園課	(1)交通弱者対策の充実	⑧横断歩道合図（アイズ）運動の推進	・交通安全教室や交通安全啓発活動において、横断歩道合図（アイズ）運動の周知を図る。	ソフト
48	データ等を活用した分析の具体化	道路・公園課	(7)データ分析に基づくきめ細かな対策の推進	①データ等を活用した分析の具体化	・GISとETC2.0を活用した事故分析や対策の検討・評価、事故マップ等の情報提供を行う。	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
1	「ホッと安心訪問」活動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（1）交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者の交通安全指導 独居等高齢者宅を訪問し，出前型交通安全教室を実施する。	ソフト
2	JR芦屋駅周辺での違法・迷惑駐車追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（3）道路交通環境の整備	⑥違法駐車対策の推進	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	ソフト
3	違法・迷惑駐車の追放運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
4	シートベルト・チャイルドシート着用運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（4）交通安全思想の普及徹底	④後部座席などにおけるシートベルト着用の推進	・ベルト等着用強化の日（毎月15日）の啓発	ソフト
5	飲酒運転根絶運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
6	夕暮れ時の早めのライト点灯運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑦夕暮れ時の早めのライト点灯・反射材の普及	・街頭啓発を通して，夕暮れ時の早めのライト点灯を呼びかけ，反射材の配布	ソフト
7	JR芦屋駅北側の交通規制見直し	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（3）道路交通環境の整備	⑥違法駐車対策の推進	・JR芦屋駅周辺の違法駐車啓発	ハード
8	愛護委員との交通安全に関する懇談会	芦屋警察署 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
9	交通事故抑止に資する指導取締りの推進	芦屋警察署	（5）道路交通秩序の維持	①悪質性・危険性，迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化	・交通事故抑止に資する指導取締りの推進	ソフト
10	応急手当講習等受講 普通救命講習Ⅰ（市民，学校園） 普通救命講習Ⅱ（トライやるウィーク生徒，保育所，幼稚園職員） 上級救命講習（市民） 応急手当講習（市民，学校園）	消防本部	（6）救助・救急活動の充実	①自動体外式除細動器AEDの使用も含めた心肺蘇生などの応急手当の普及啓発活動の推進	・消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動の推進 ・応急手当指導者の積極的な養成等 ・教職員対象の心肺蘇生法の実習及び各種講習会の開催等	ソフト
11	応急手当普及員講習					ソフト
12	救急医療機関との連携を図る			②救急医療体制の整備	・救助体制の整備・拡充 ・救急関係機関の協力関係の確保 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	ソフト
13	救助体制の整備・拡充					ソフト
14	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実					ソフト
15	消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進			③県消防防災ヘリコプター活用による救助・救急業務の推進	・消防防災ヘリコプターによる救助・救急業務の推進	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
16	奥池町地内外にて転落防止柵の改修工事（延長248m）	道路・公園課	（3）道路交通環境の整備	①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	・事故の被害程度を軽減させるための防護柵の改良工事	ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		ハード
17	親王塚町地内外にて転落防止柵の改修工事（延長405m）			①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		ハード
18	打出小槌町地内ほかにて転落防止柵の改修工事（延長123m）			①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		ハード
19	大東町地内外にて転落防止柵・横断防止柵の改修工事（延長108m）			①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		ハード
20	南宮町地内ほかにて転落防止柵の改修（延長82m）			①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		ハード
				③交通安全施設等の整備事業の推進		ハード
21	さくら参道，芦屋川地区の無電柱化詳細設計			④電線類の地中化の推進	・無電柱化工事の実施	ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		
22	さくら参道にて，無電柱化に伴う引込管路工事			④電線類の地中化の推進		ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		
23	さくら参道にて無電柱化工事（延長265m）			④電線類の地中化の推進		ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		
24	さくら参道にて無電柱化工事（延長320m）， 道路改良工事（延長2350m）			④電線類の地中化の推進		ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		
25	さくら参道にて無電柱化工事跡の道路改良工事 市道314号線（精道中学校南地区）にて官民連携無電柱化支援事業 芦屋川地区にて，無電柱化詳細設計 無電柱化工事跡道路改良工事　面積3，425㎡ 官民連携無電柱化支援事業　延長205m 無電柱化詳細設計　延長1．3km			④電線類の地中化の推進		ハード
				⑦災害に備えた道路交通環境の整備		ハード
26	交通安全教室	芦屋警察署 学校教育課 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施	・各小学校区における下校指導（学期毎） ・校外，園外に出ての歩行訓練 ・交通安全教室	ソフト
			（4）交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育，普及啓発活動の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外，園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	ソフト
		芦屋警察署 建設総務課		⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
27	市内各中学校にて交通安全教室を開催	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
28	芦屋特別支援学校にて交通安全教室を開催	学校教育課 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	④障がいの程度に応じた交通安全教育の実施	・芦屋特別支援学校にて交通安全教室	ソフト
29	管内の高校におけるスケアードストレイト交通安全教室の実施	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
30	交通安全協会と連携して，地域ボランティアの交通安全教室等への参加	芦屋警察署 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
31	反射材の配布（交通安全教室，保育所，幼稚園，小中学校，特別支援学校，シルバー人材センター）	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	ソフト
32	各小学校区にて通学路合同点検。要望箇所について安全対策を講じる。（複数の学校区ごとに実施）	学校教育課 建設総務課 道路・公園課 芦屋警察署 子育て推進課	（1）交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき，合同点検を行い改善，要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
		道路・公園課	（3）道路交通環境の整備	②通学通園路などの歩行空間の整備の推進	・通学路交通安全プログラムに基づき，合同点検を行い改善，要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
33	未就学児が集団で移動する経路に関する安全点検の実施	学校教育課 建設総務課 道路・公園課 芦屋警察署 子育て推進課	（1）交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき，合同点検を行い改善，要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
34	愛護委員，PTA等と連携した登下校指導等	芦屋警察署 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
35	下校指導	学校教育課 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	③地域の特徴に応じた子どもの交通安全教育の実施	・各小学校区における下校指導（学期毎） ・校外，園外に出ての歩行訓練 ・交通安全教室	ソフト
36	登下校時の児童生徒の集合場所等の点検の実施	学校教育課 建設総務課 道路・公園課 芦屋警察署 子育て推進課	（1）交通弱者対策の充実	⑤通学通園路等における歩行空間の確保	・通学路交通安全プログラムに基づき，合同点検を行い改善，要望のあった箇所について関係機関と連携を図り安全対策を講じる。	ソフト
37	芦屋さくらまつり，オータムフェスタ，校区合同防災訓練での自転車安全利用推進運動，園遊会，秋まつり等での啓発	建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者が集まりやすいイベント ・会議（地域のまつり，集会所等）で交通安全啓発を行う。	ソフト
38	街頭啓発	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	ソフト
			（4）交通安全思想の普及徹底	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発（飲酒運転根絶運動）の実施	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	ソフト
39	管内の高校生と協働した自転車マナーアップ街頭キャンペーンの実施	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
40	啓発へのボランティア等の参加	芦屋警察署 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑧市民の参画・協働の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
41	四季（春，夏，秋，年末）の交通安全運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
42	全国交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官の参加（春・秋）	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑥飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	・四季の交通安全運動キャンペーンへのキッズ保安官による啓発 ・街頭啓発（飲酒運転根絶運動）の実施	ソフト
43	高齢者運転免許自主返納サポート協議会への加盟を芦屋市商工会へ依頼	芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課	（1）交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
44	高齢者交通安全教育隊（スタウス）による安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（1）交通弱者対策の充実	①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者の交通安全指導 独居等高齢者宅を訪問し，出前型交通安全教室する。	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	②高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	ソフト
45	市広報紙とケーブルテレビにて高齢者免許返納についての案内を掲載，放映	芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課	（1）交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
46	自転車シミュレーターを利用した啓発活動	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
47	自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	道路・公園課	（3）道路交通環境の整備	⑤安全で快適な自転車利用環境の整備	自転車ネットワーク計画の策定及び具体化	ソフト
48	自転車ネットワーク計画を策定					ソフト
49	自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議					ソフト
50	自転車安全利用推進運動	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（1）交通弱者対策の充実	⑦「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
			（2）自転車対策の推進	⑥「ストップ・ザ・交通事故」県民運動の推進	・兵庫県の実施要領等に基づき実施	ソフト
51	自転車教室	建設総務課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	①子どもの発達段階に応じた自転車マナー啓発活動の推進	・小学4年生を対象に自転車教室（警察主催・その他小学生）	ソフト
					・小学4年生を対象に自転車教室（市立小学校・4年生）	ソフト
				②自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進	・毎月行う自転車マナー啓発で交通ルールの周知を行う。 ・ルールを遵守しなかった場合の罰則やリスク等周知を行う。	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	ソフト
52	自転車駐車場指定管理者の交通安全教室等への参加	芦屋警察署 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑦交通の安全に関する民間団体などの主体的活動の推進	・交通安全教室及び啓発へのボランティア等の参加	ソフト
53	自転車免許教室	建設総務課 学校教育課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（2）自転車対策の推進	④自転車運転免許証等を発行する自転車交通安全教室の推進	・小学校4年生以上を対象に実施。 （低学年の参加も可）	ソフト
		学校教育課 建設総務課 芦屋警察署	（4）交通安全思想の普及徹底	①参加・体験・実践型の交通安全教育，普及啓発活動の推進	・交通安全教室の開催 ・自転車免許教室の開催 ・校外，園外における歩行訓練 ・自転車の実技実施	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	ソフト
54	自転車利用者の交通違反に対する指導取締り	芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（5）道路交通秩序の維持	②自転車利用者に対する指導取締りの推進	・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	ソフト
55	自転車利用者マナーアップ指導啓発活動				・自転車利用者の交通違反に対する指導取締り ・自転車利用者マナーアップ指導啓発活動	ソフト
56	職員向け自転車講習会	建設総務課 人事課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	ソフト
57	イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋交通安全協会 建設総務課 芦屋警察署	（2）自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進	・駐輪場で自転車保険の案内等を配布 ・イベント等で自転車保険加入の啓発	ソフト
58	加入状況アンケート（交通安全協会）					ソフト
		芦屋交通安全協会 建設総務課	（7）損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	①自転車賠償責任保険の加入促進		ソフト
59	市役所庁舎内，市営駐輪場内に自転車保険の案内パンフレット設置，イベント等で自転車保険加入の啓発	芦屋交通安全協会 建設総務課 芦屋警察署	（2）自転車対策の推進	③自転車賠償責任保険の加入促進		ソフト
		芦屋交通安全協会 建設総務課	（7）損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	①自転車賠償責任保険の加入促進		ソフト

第１０次芦屋市交通安全計画（改定前）の重点施策整理表

No	概要		特徴			
	実施内容	所管及び関係機関	「7つの柱」内の関係する柱	「柱」内の関係する施策	施策に応じた対策	実施型
60	出前講座	芦屋警察署 芦屋交通安全協会 建設総務課	（4）交通安全思想の普及徹底	⑤反射材用品等の普及促進	・自転車マナー啓発及び子どもの交通安全教室における反射材の配布 ・高齢者に対する啓発時の反射材の配布	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会		③自転車の安全利用の推進	①自転車ネットワーク計画策定に向けた関係機関との協議 ②自転車ネットワーク計画を策定 ③自転車ネットワーク計画に基づいた整備に関する関係機関との協議	ソフト
61	生活安全推進連絡会高齢者分科会にて交通安全指導の実施	芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課	（1）交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
62	シルバー・ドライバーズ・スクール					ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	②高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	ソフト
63	シルバー人材センターでの講話	芦屋警察署 建設総務課 生涯学習課	（1）交通弱者対策の充実	②高齢者の事故発生状況に応じた交通安全教育・啓発の実施	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施 ・高齢者ドライビングスクールの開催	ソフト
64	設置看板の維持管理	道路・公園課		⑥「あんしん歩行エリア」の形成等による交通安全対策の推進	・関係機関（国道管理者，県道管理者，警察，鉄道管理者）と調整を図り注意喚起看板を設置	ハード
65	待ち受け型安全教育	芦屋警察署 芦屋交通安全協会		①地域における見守りを通じた生活に密着した交通安全活動の推進	・高齢者の交通安全指導 独居等高齢者宅を訪問し，出前型交通安全教室する。	ソフト
		建設総務課 生涯学習課 芦屋警察署 芦屋交通安全協会	（4）交通安全思想の普及徹底	②高齢者に対する交通安全教育の推進	・高齢者交通安全教室の実施 ・出前講座の実施	ソフト
66	JR芦屋駅南自転車駐車場7及び8の閉鎖	建設総務課	（2）自転車対策の推進	⑤自転車駐車場の改修及び整備	・長期修繕計画（H27～H36）を策定し，順次改修	ハード
67	JR芦屋駅北自転車駐車場の改良改修工事 （自転車ラック・監視カメラ）	建設総務課				ハード
68	阪神芦屋西自転車駐車場の補修工事	建設総務課				ハード
69	阪神打出駅前自転車駐車場の自転車ラック改修	建設総務課				ハード
70	阪神打出駅南自転車駐車場の開設 （定数56台，自転車定期専用）	建設総務課				ハード
71	暴走行為阻止のための環境整備	芦屋警察署	（5）道路交通秩序の維持	③暴走族対策の強化	・暴走行為阻止のための環境整備	ソフト
72	暴走族等に対する指導取締りの強化	芦屋警察署			・暴走族等に対する指導取締りの強化	ソフト